

## 野外焼却チェックリスト

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（焼却禁止）

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

第十四条 以下のいずれかに該当するものは例外として焼却してもよい。

□ 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

例：河川管理者が河川管理のために伐採した草木等を焼却するもの。

□ 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

例：どんど焼き、地域行事における不用となった門松やしめ縄の焼却、お焚き上げ、寺院における不用となった卒塔婆の焼却。

注意：神社、寺院等の敷地内で伐採した草木等の焼却は該当しない。

□ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

例：農業の稻わらの焼却、田畠の維持管理のための焼却。

注意：農家でも自宅で伐採した草木等の焼却は該当しない。

□ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

例：落ち葉焚き、バーベキュー、キャンプファイヤー、風呂焚き、焼き芋。

注意：一般家庭の生ごみ、紙類、プラスチック、ビニール等の焼却は該当しない。

※上記に該当する焼却行為を行う場合は、最寄りの消防署へ「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生させる恐れのある行為（たき火を含む。）届出書の提出をお願いします。